

2020年第4回定例会 上程時質疑 マイナンバー制度カード発行事業費について

(1) 申請者増加の見通しと予算額の算定根拠について

議案第84号、令和2年度調布市一般会計補正予算第6号について、通告によって質疑を行います。質疑のポイントは「マイナンバー制度カード発行事業費」1072万4000円です。

これは、12月末から3月にかけて地方公共団体情報システム機構、J-LISから、マイナンバーカード未取得の市民に対してQRコードを利用したカード申請の案内通知が届くということで、申請者の増加が見込まれることから、交付窓口の拡充をするための経費だと理解をしています。財源は、歳入の国庫支出金で、「社会保障・税番号制度カード交付事務補助金」として「総務管理費補助金」が同額計上されており、事業費はすべて国からの補助金でまかなうこととなっています。

補正予算第6号は歳入歳出7億9664万円、約8億円ですから、そのうちの1000万円余というのは、割合として大きくはありません。しかし、調布市ではおよそ1000万円でも、これが全国の自治体で同じく国から補助金を受けて行われる事業だという視点で考えると、軽く考えることはできません。

11月1日時点の全国のカード取得率が21.8%ということですので、カード未取得者は国民全体のおおよそ8割に当たります。そこに対して案内通知を発送し、全国の地方自治体では繁忙期にさしかかる時期に、しかもコロナウイルス感染症が拡大する中、窓口拡充の要請までしてマイナンバーカードの取得を促進するということですが、現在、新型コロナウイルス感染症は拡大しており、対応のために多額の支出が避けられない状況です。来年3月に予定されている健康保険証としての利用も強制ではなく、従来の保険証も利用可能とのことですし、税金を投入すべき事業の優先順位を考えた時、また自治体の負担を考えると、マイナンバーカードの取得促進にどれだけの緊急性があるのか、疑問を感じざるを得ません。所管の総務委員会での質疑ができませんので、この補正予算に関する範囲内で、この場で2点質疑をさせていただきます。

この間、マイナンバーカードの取得率は調布市を含め、全国的にも低迷していましたが、今年春、国が特別定額給付金の給付の際にマイナンバーを利用する方針としたこと、またマイナポイント事業の影響もあり、市内のカード申請者数および交付数は増加していると聞いています。

国の施策も内容、タイミングがさまざまで、それを受けてどれくらいの市民が申請に踏み切るかを見極めながらの対応は容易ではないものと想像します。また、申請してから交付までのタイムラグなどもありますので、今回の通知を受けて、カード交付のためにどれくらいの市民がどのタイミングで窓口に来るのかを確実に予測することはほぼ不可能だと

思われますが、現状でマイナンバーカード関連の窓口業務はどの程度の規模で行われているのか、そして今回の 1070 万円余でその窓口をどれくらいに拡充することを見越した予算額なのか、その根拠をお答えください。

(2) 窓口におけるセキュリティおよびコロナ対策について

2 点目として、窓口におけるセキュリティとコロナ対策についてお尋ねします。カード取得率が上がらない原因の一つに、市民の個人情報の漏洩への漠然とした不安があります。すでに現在の窓口でも情報漏洩などへの対策はされていると思いますが、拡充する窓口においても市民が安心して利用できるように最大限の配慮、対策をお願いしたいと思います。具体的にはどのような対策をしていくのでしょうか。

また、J-LIS からの通知は、12 月末から 3 月までの 3 カ月程度をかけて、随時 9 回に分けてカード未取得の市民の手元に届くということですので、仮に通知を受け取った市民がすぐに申請をすると、約ひと月後にカードができ上がり、その通知を受け取った市民が交付窓口に来るタイミングが年度変わり目の繁忙期と重なってきます。これについては、市には何の責任もない問題ではありますが、市民課の窓口は住民票や戸籍謄本などさまざまな交付を扱うところで、市民に対して閉じることができないところだと理解していますので、相応の対応が必要になってきます。今年も年度の変り目の転出、転入のタイミングで 2 階がかなり混雑していましたが、コロナウイルス感染症拡大防止への万全の対策が、市民の安心・安全のためにも、窓口業務の継続のためにも重要です。どのような取組をしていくのかお答えください。

<市民部答弁>

マイナンバー制度カード発行事業費についてお答えします。

(1) 令和 2 年 10 月末現在、マイナンバーカードの全国交付率は 21.8 パーセント、本市では 25.6 パーセントになっています。特別定額給付金の申請が始まった本年 5 月から 10 月末までの申請者数と昨年の同期間の申請者数を比較すると、約 4 倍増加しています。

国から、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が令和 3 年 3 月から開始されることを踏まえ、この利活用場面の拡大の機会と捉え、マイナンバーカード未取得者に対して、令和 2 年 12 月 29 日から令和 3 年 3 月末日までの期間で 9 回に分け、QR コード付申請書を送付することが通知されました。また、令和 2 年 10 月 27 日付けで、総務大臣より、現在の申請数がさらに倍増することを前提に交付窓口や人員を増やすとともに、窓口の土日対応など、交付体制の拡充について特段の協力依頼がありました。

このことから、窓口を増設し、現在1日150件のマイナンバーカード発行件数を、1日約270件の交付が出来るよう取組んで参りたいと考えています。

そのため、今回の補正予算では、庁舎1階会議室にマイナンバーの窓口を新設するため、机や椅子など消耗品や業務委託の経費を計上しているものです。

(2)セキュリティ対策については、「住民基本台帳システム運用管理マニュアル」に則り、適切な運用に努めるとともに、カード等の保管につきましても施錠できるキャビネットで管理するなど市民課同様のセキュリティ対策を講じて参ります。

市民課窓口は、転出、転入時の手続きや戸籍の届出、印鑑登録等で窓口が大変混雑します。そのため、受付の際、スマートフォンで順番等確認することができるQRコード付の受付票を渡すことで、他の手続きを済ませてもらうなど密集回避に努めるとともに、カウンターには飛沫防止シートを設置し新型コロナウイルス感染防止に努めています。

新たに開設するマイナンバーの窓口においても、飛沫防止シートを設置するほか、マスクの着用、手洗い、手指や机等の消毒など新型コロナウイルス感染症対策を徹底してまいります。